

IFRSにおける適用上の論点 第25回

資本と負債の分類

有限責任 あずさ監査法人 IFRSアドバイザリー室 パートナー 小澤 季広
有限責任 あずさ監査法人 IFRSアドバイザリー室 シニアマネジャー 中川 祐美

1. はじめに

本連載では、「原則主義」であるIFRSを適用する際に判断に迷うようなケースについて解説しています。第25回となる今回は、金融商品の発行者側の分類について取り扱います。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の私見であること、当法人の見解については随時見直しが行われる可能性があることを予めお断りします。

2. IAS32号の資本と負債の分類に係る規定

(1) 契約の実質を定義により判断

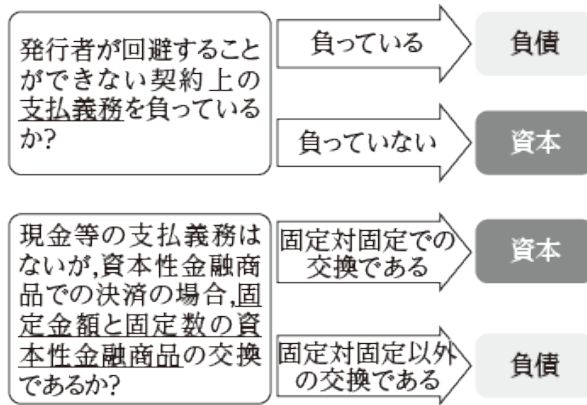
資本と負債の定義は日本基準では必ずしも明確に定められておらず、自社が発行する金融商品は、その法的形式である名称に基づき分類されます。一方IAS32号では、金融商品の契約の実質を評価し、IAS32号に示された定義に従って、資本か負債かの分類を決定します。IFRSでは、単に法的形式ではなく、具体的な契約条件を詳細に分析する必要があります。特に複雑な金融商品については、発行者の支払義務、支払停止条項、償還条項、転換条項などを考慮して慎重な検討が必要です。

IAS32号は、金融商品全体または構成要素を資本または負債に分類することを要求しています。したがって、金融商品全体が負債か資本に分類されるとは限らず、1つの金融商品が資本に分類される構成要素と負債に分類される構成要素の両方を含むケースもある点に留意が必要です。

資本と負債の分類にあたっては、2つの重要なポイントがあります。

- 発行した金融商品またはその構成要素は、発行者が回避することができない契約上の支払義務（元本、利息またはその両方）を負っている場合には、その商品またはその構成要素は負債に分類される。
- 発行者の資本性金融商品で決済される契約の場合は、固定額の現金（または金融資産）と固定数の資本性金融商品との交換が行われるもの（「固定対固定の要件」）は、資本に分類され、これ以外は負債に分類される。

図：資本と負債の分類の判断



(2) 負債の定義を満たすが、例外として資本として取り扱われるもの

保有者側から償還を求めることができる商品(プッタブル商品)や、企業の存続する期間に定めがあり清算が予定されている場合または保有者に清算の選択権がある場合に残余資産の引き渡し義務のある商品は、発行者に支払義務があるため、原則として負債の定義を満たします。しかし、IFRSでは、一定の要件を充足する場合には、このような金融商品は例外的に資本に分類されます。一定の要件には、商品が満たすべき特徴(純資産の比例的な取り分を保有者に与える、最劣後の商品であるなど)に関連する要件と、発行者が満たすべき要件(発行者が発行するその他の金融商品または契約に関する制限)があります。例えば、ファンドの持分、協同組合の出資金、匿名組合の出資金が資本に分類される可能性があります。

3. 具体的な設例

以下の4つの具体的な設例を用いて資本と負債の分類の考え方を解説します。

(1) 支払義務

【設例1】株式配当

<前提条件>

A社は、普通株式と優先株式を発行している。

普通株式の株主には議決権、残余財産請求権が付与され、配当は業績によって株主総会により決定される。優先株式には議決権がなく、普通株式よりも優先的に配当の支払や残余財産の分配が行われ、会社の業績にかかわらず、普通株主に優先して固定配当が受けられる。ただし、株主総会における配当に関する決議により、A社は優先配当を無期限に行わないことができる。優先株式については、この他に資本か負債かの分類に影響を与える条項はない。

A社は普通株式を償還する義務及び普通株式の配当を支払う義務を負わないため、普通株式は資本に分類されます。

一方、A社の優先株式の残余財産は普通株式よりも優先的に分配されるものの、A社は優先株式を償還する契約上の義務を負っていません。また、株主総会における配当に関する決議により、優先配当をA社の裁量により無期限に(すなわち、清算時点まで)行わないことが可能です。

株主が発行体であるA社の意思決定機関として位置づけられるか、外部の投資家として位置づけられるかについては、議論があります。当法人の見解では、配当の承認が定時株主

総会の例年の議題となっており、また、配当の承認プロセスが、所定の手続きとして継続的に行われている場合、株主は配当に関して発行者の意思決定機関の一部として意思決定していると考えます。したがって、A社は優先株式を償還する義務及び優先配当を行う義務を負わないと考えられるため、優先株式は資本に分類されます。

なお、優先株式には様々な形式があり、例えば、今期に配当の支払いが行われなかったときに、その未払分を次期以降に繰り越して支払う累積型の優先株式や、翌期以降に繰り越さない非累積型の優先株式もあります。累積型の場合であっても、発行者が自身の裁量で無期限(すなわち、清算時点まで)に支払いを延期できるのであれば、発行者は、優先配当に関して契約上の支払義務を負っていないと考えられます。

【設例2】払込相当額の支払義務

<前提条件>

B社は2種類の優先株式を発行した。1つはB社の裁量によりいつでも1株1百万円で繰上償還される優先株式(ア)であり、もう1つは保有者が発行後5年経過後以降いつでも1株1百万円での償還(買取)をB社に要求できる優先株式(イ)である。いずれの優先株式も、配当の支払はB社の裁量によって決定される。

いずれの優先株式も、B社が配当の支払を決定できるため、B社は配当部分についての支払義務を負っていません(ケース1を参照)。次に払込相当額については、優先株式(ア)と優先株式(イ)の会計上の取り扱いは異なります。優先株式(ア)については、発行者であるB社が償還権を有しており、B社は契約上の支払義務を負っていません。このため、優先株式(ア)全体が資本に分類されます。

優先株式(イ)については、保有者側が償還(買取)を請求できる、いわゆる「プッタブル商品」であるため、B社は優先株式(イ)の払込金額についての支払義務を負っています。このため、優先株式(イ)は、支払義務のある負債(払込相当額)と支払義務のない資本(配当)を含みます。このように、1つの金融商品が資本と負債両方の構成要素を有する場合、当初測定においては、まず負債を公正価値で認識し、払込金額と当該負債との差額を資本に分類します。

(2) 固定対固定の要件

【設例3】新株予約権

<前提条件>

C社は新株予約権を発行した。その条件は、保有者の請求によりC社が普通株式1,000株を50百万円と引換えに発行する、というものである。取得条項などその他の条項は含まれていない。

発行者の資本性金融商品で決済されるデリバティブ契約が資本に分類されるのは、発行者に支払義務がなく、かつ、固定額の現金(または金融資産)と固定数の資本性金融商品とが交換される場合に限られており、これは「固定対固定の要件」と呼ばれています。この設例における新株予約権のように、固定額の現金と固定数の普通株式を交換する契約は、固定対固定の要件を充足するため、資本に分類されます。

固定対固定の要件を満たす場合、デリバティブ契約の公正価値の変動が、当該契約の決済金額や交換される資本性金融商品の数に影響を与えないため、IFRSはこのような契約を資本に分類することを要求しています。

例えば、50百万円と交換される普通株式の数が50百万円に相当する可変数である場合には、株価が変化すると引き渡す普通株式の数も変化します。新株予約権の保有者は、株価がど

のような状況であっても、常に現金50百万円と引き換えに50百万円相当の株式を取得することができます。このため、このような契約自体に経済的価値がないといえます。一方、50百万円と交換される株式の数が1,000株と決定されている場合には、新株予約権の保有者が現金50百万円と引き換えに取得できる株式の価値は、引き換え時の株価によって異なります。つまり、新株予約権の保有者は、新株予約権を取得した時点から株価の変動リスクにさらされており、実際に株式を保有していることと同じ経済的効果があるといえます。

(3) 複合金融商品

【設例4】転換社債

<前提条件>

C社は設例3と同様の条件の新株予約権付きの社債、いわゆる転換社債50百万円を発行した。転換権はいつでも行使可能であり、社債の払込金額50百万円を普通株式1,000株に転換する権利である。取得条項などその他の条項は含まれていない。

なお、当該転換社債には希薄化防止条項が付されており、発行後にC社が普通株式の時価を下回る払込金額で普通株式を発行したり、処分する場合に、転換価格が調整される。

この設例の転換社債は、いわゆる、資本と負債の両方の性質を有する複合金融商品であり、構成要素ごとに資本または負債への分類を行います。転換権部分は、設例3と同様の条件であるため、資本に分類されます。これに対して、社債部分は償還義務があるため、負債に分類されます。

転換権には、通常、時価以下での新株発行や自己株式の処分、普通株式の分割または併合、時価以下での交付を請求できる転換権の発行等が行われる場合には転換価額を調整する条項が付されており、そのような条項は希薄化防止条項と呼ばれています。

希薄化防止条項が転換社債の保有者が被る不利益を回避する目的で設けられている場合には、当法人の見解では、希薄化防止条項による転換価格の調整は固定対固定の要件に抵触しないと考えます。

なお、外貨建転換社債については、固定額の外国通貨と引換えに固定数量の自社の資本性金融商品を引き渡すことにより決済される契約であっても、発行者の機能通貨の観点からは固定額の現金と交換する契約ではないため、負債(デリバティブ)に分類されます。

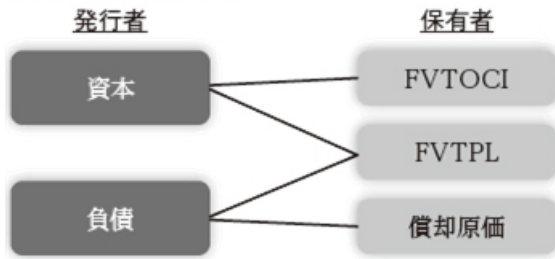
4. IFRS9号との関連

ここまでの解説は、発行者側の分類に着目しましたが、保有者側でも資本性金融商品の定義が重要になるケースがあります。

IFRS9号において、資本性金融商品は、原則として、純損益を通じて公正価値で測定する(FVTPL)区分に分類されますが、当初認識時に、トレーディング目的保有ではない資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する(FVTOCI)区分に指定することもできます。FVTOCI指定の対象となるのはIAS32号における資本性金融商品の定義に該当するものに限定されるため、保有者は、IAS32号に従って金融資産の発行者の立場から負債または資本のいずれに該当するか判断しなければなりません。IAS32号において、負債の定義に該当するものの、発行者が資本として表示することを例外として認められる特定のプット商品については、金融商品の保有者側では、負債性金融商品として取り扱われるため、FVTOCI指定の対象とはならない点にも注意が必要です¹。

¹ 改訂IFRS9号は、2014年第2四半期に公表予定です。負債性金融商品に新たなカテゴリー(FVOCI区分)が設けられますが、資本性金融商品のFVOCI指定とその会計処理については変更されない予定です。

図：IAS32号における金融商品の区分とIFRS9号における金融商品の区分



※IFRS9号(2013年版)に基づいた分類です。

5. おわりに

本稿では、IFRSにおける金融商品の資本と負債の分類について設例とともに解説しました。日本基準には同様の概念がなく、IFRSを適用する上で複雑な検討が必要になる場合もあります。本稿が実務のご参考となれば幸いです。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-ifs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs

この「IFRSにおける適用上の論点第25回 資本と負債の分類」は、『週刊経営財務』3168号(2014年6月23日)に掲載したものです。発行所である税務研究会の許可を得て、あずさ監査法人がウェブサイトに掲載しているものですので、他への転載・転用はご遠慮ください。